

# 第295回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第295回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年11月19日（火）17:25～18:52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

○ 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務（防衛省）

○ 自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務

（自動車検査（独））

○ 計量士国家試験事業（経済産業省）

### 2. 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務に係る契約変更について

（（独）日本スポーツ振興センター）

### 3. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員

（防衛省）

地方協力局防音対策課 岩瀬部員、池本係長、秋間係員

（自動車検査（独））

企画部 西本部長、真下参事役

業務部技術課 古屋課長

（経済産業省）

産業技術環境局計量行政室 高野室長、狩野班長、奈良係長、根本事務官

（（独）日本スポーツ振興センター）

経営戦略部経営戦略課 河村課長、清水課長補佐、神谷係長

国立競技場施設整備課 笠原主任専門官

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから、「第295回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、防衛省の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」、自動車検査独立行政法人の「自動車検査用機械器具の保守管理業務」及び経済産業省の「計量士国家試験事業」の実施要項（案）について、また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設の管理・運營業務」に係る契約変更についての審議を行います。

初めに、防衛省の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行いたいと存じます。

本日は、防衛省地方協力局防音対策課・岩瀬部員に御出席いただきありがとうございますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、15分程度でよろしくお願いいたします。

○岩瀬部員 防衛省の岩瀬と申します。よろしくお願いいたします。

委員の先生は、住宅防音工事が初めての方もいらっしゃると思いますので、簡単に住宅防音事業について、まず、御説明させていただきたいと思います。

資料A-5の資料があるかと思うのですが、「住宅防音事業について」という資料です。

自衛隊等の航空機により生ずる音響に起因する障害を防止または軽減するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条等に基づき、防衛大臣が第一種区域等を指定し、防音工事を実施する住宅の所有者等に対し補助金を交付しているものです。

全国の自衛隊、米軍の飛行場について調査を行った上で、航空機騒音のうるささ指数でいうところの、WECPNLとあるのですが、これの75Wという音に対して、第一種区域というものを、住宅防音工事の対象区域ですが、これを指定、告示しております。それが下の絵にあります一番外側の黄色の部分です。その内側には、第二種区域といたしまして、より音のうるさいところでWECPNL90については、移転の補償を行っております、更に内側、WECPNL95の区域については、第三種区域として、緑地帯の整備等を行っております。

1枚めくっていただきまして、住宅防音工事の概要ですが、主に壁と天井を防音仕様にするのと、外部サッシについて防音サッシに変更すること。あとは、空調機器の取り付けを行っております。

右下の絵が防音工事の実施前と実施後ですが、見づらくて申しわけないのですが、サッシを防音サッシに取りかえていることと、エアコン、換気扇等の空調機を取りつけております。

もう一枚めくっていただきまして、本件の審議していただく内容の事務手続の流れですが、補助金の流れになりまして、左側の縦に並んでいるところのオレンジ色が住民に行ってください内容。緑色が国が行う内容。真ん中辺の黄色の「工事」は工務店が行う住宅防音工事のことです。まず、希望届を住民の方から出していただきまして、それに対して対象の住宅であるか否かの確認をした後に、その方に国の方から申込書の配付を行います。その配付した申込書をまた提出していただきまして、そこから居住の状況等を確認するために現地調査を行います。現地調査を行った後に、補助金の内定通知を発出いたしまして、住民の

方から補助金の交付申請書を出していただきます。交付申請書の提出を受けたならば、国が交付決定通知を発出いたしまして、その後に防音工事、個人の方に自ら選んでいただくのですが、工務店やら大工との工事契約を行って、防音工事を実施する。実施した後に工事の完了検査を行いまして、実績報告書を提出していただきます。国で完了確認をした後に補助金の確定通知を発出いたしまして、住民の方から請求書を提出していただき、補助金の支払いというのが一連の流れになっております。

今回、業務委託として、住民の行う手続のサポートと、国が実施するものの外部委託ということで、業務委託を行っておりますのが、右の水色の点線で囲まれている内容になります。申込書の配布・回収から現地調査、内定通知の配付、申請書の作成補助、交付決定の通知、送付などです。一連の業務を外部委託しておるものです。

以上が住宅防音工事の概要になります。

次に、資料A-2を見ていただきたいのですが、10月18日から10月31日までの間、パブリックコメントを掲載しておりまして、その中の主な意見といたしまして、1、個人情報の漏えい防止について、平成25年度は、厚木飛行場周辺において、受託者が個人情報を漏えいさせた。現制度を継続させるのであれば、このような事態は防止できない。

個人情報を流出させた者が、意図的に会社を解散し、代表者を変えて新会社を設立した場合、実質的にはこれまで同様入札に参加できる仕組みである。このようなことが許されてよいのか。

2、世帯数について、現地調査や実績報告書の徴収が大幅におくれ、そのため着手のおくれや支払いのおくれが発生し、補助事業者や関係業者に多大なる迷惑をかけている。例えばロット数を20%を100戸、30%を500戸、50%を1,000戸とし、入札の迅速化と能力に応じた入札を行うべき。

その他といたしまして、積算指針をより実態に適合するように改正するための調査を継続するよう要望する。

委託契約が総価契約だと規定すると、件数の減による委託料の減額処理が単価契約のごとくなくなるのは理解できない。

その他、業務が年度内に円滑に実施されるよう計画されたいとの主な意見がございました。

これに対する回答の概要といたしまして、1、個人情報の漏えい防止については、現在、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等を発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、第三者機関からの個人情報保護に関する認証を取得することを義務づける。これについては実施要項に反映しております。

個人情報の漏えい等が認められた日から1年を経過するまでの間、個人情報の漏えい等を発生させた会社の役員が、他の会社の役員として所属する場合についても本業務の入札に参加できないこととする。これもあわせて実施要項に反映しております。

世帯数についてですが、入札状況等を踏まえ、検討したいと考えております。

その他ですが、平成23年度に調査を外部委託し作成した積算指針について、平成25年度における業務の実施状況を踏まえ、再度の調査の実施について検討。これについては、実施要項への反映はしていません。

単価契約及び契約金額の積算方法等について検討。これについても実施要項へは反映していません。

国債を活用するなど、業務を円滑に実施できるよう努力。これは実施要項へ反映済みでありまして、このことを記載した内容をもってパブリックコメントにかけております。

その他のパブリックコメントで寄せられた意見を御紹介したいと思います。

2枚めくっていただいて、3ページ目に受託者への指導等を行う事項と考えておりまして、現場調査がおくれ、以後の事業の進捗に、また実績報告書の徴収がおくれることで、関係した設計・工事業者の支払いに多大なる負担を負わせている。

応札者の事務所確認及びその実態調査もしないで、個人情報の流出を防止できるわけではない。

補助事業者または関係業者と面談する場合は、身分の明示できる顔写真入りの社員証等を着用することとあるが、ある受託者は着用していなかった。

受託業者が工事施工業者・設計事務所の斡旋をするようなことがあってはならない。

受託業者は社員教育も十分にせず、また短期間でやめてしまう社員が多く、代表者がその者たちの業務状況も十分把握しておらず、補助事業者への負担と事業の進捗のおくれを招いている。

現制度では、能力のない業者でも入札に参加でき、ダンピングによって受託者になれる。その結果補助事業者に迷惑をかけている。

これらのことについては、機会を捉え、指導を行いたいと考えております。

その他特に対応を行う必要がないと考えている事項ですが、誤認識により意見が提出されたと思う事項。

確保されるべき業務の質は受託者ではなく、補助事業者及び関係業者の満足度を基準とするのが当然であり、自己申告制でよしとしているのは納得がいきません。

国の業務と補助事業者が行う業務に区別されるべきものである。

補助事業者側の声が反映されず、客観性を欠く制度である。

住宅防音工事そのものは単年度予算であるのに対し、委託業務のみ複数年度契約とするのは、契約制度上疑問がある。

登記簿の公開に関する事務では、業務を実施する者を決定するための評価の基準を定めているが、同じ個人情報を扱う事務委託で、このような差異をつけてよいのか。

ある受託業者の業務委託の相当部分を、別の者がその業務を行っているが、実体は受託者の下請けであると想定される。

具体的改善サイクル行程が定められていない。公共サービスの質の向上に寄与した受託者に対する具体的インセンティブとなる措置をとられたい。

振込手数料及び基本手数料部分は、金融機関に支払った実績に対する支払いとすべき。

年間予定スケジュールにより、業務処理計画を計画し、業務処理を行うもので、委託側の一方的な変更で、受託側に対応させるとする意味合いの表現は、片務的である。

実施要項全般に関する事項ですが、パブリックコメントを行う時期は、住宅防音工事に関する業務が全て終わった時期に行うべき。

国自らが実施すべき業務でありながら民間委託になじむのか。民間委託するならば、国と同等の知識が必要で、住民へのサービスが前提であるべき。

受託業者がどのように業者選定及び契約金額の決定等にかかわれるのか具体的な記述をすべき。

対応が困難な事項として考えておりますのが、総合評価方式の採用を検討すべき。

年度を超える履行期間に対応するため、協議し改定契約を結び、それに伴う翌年度の受託料の増を改めて精算するものとするなどと改定すべき。

ある取締役は住宅防音工事の大手工事業者の取締役を兼務しており、取締役の自宅を業務委託の事務所として登記していた。代表取締役が辞任し事務所も移転したが、移転した後の事務所に辞任した代表取締役が出入りし、事務所の奥で電話をしている光景が目撃されている。代表取締役は住宅防音工事の大手工事業者にも出入りしているうわさもあるようである。登記上は、入札条項に反しない形であっても実質的には違反している。

25年度入札スケジュールにおくれが生じている。このような委託契約履行期間に影響を及ぼす遅滞は、原因を明確にし防止してもらいたい。

年度当初に暴力団排除条項をクリアした場合、2度目からはその調査を調略し、速やかに落札判定をしていただきたい。

簡単につくれる社員証でなく、保険証を提出させるべきである。また、疑わしき場合は立入調査を行うべきである。

実施予定数量についても変更協議から除外せず、著しい変動が見込まれる場合などには、事前協議の対象とする。

入札参加資格に主任者の実務経験の条件の項目を追加すべき。

これらについては、意見としてお聞きしておくものと考えております。

次に、実施要項の変更点について御説明いたします。A-3の資料をごらんください。主な変更点について御説明いたします。

実施要項の4ページ目、履行状況の把握について「四半期ごと」としていたものを「平成27年3月までの」と変更しております。年度末に1度ということにしたのですが、これは現在の履行の中で質の向上の達成状況が良好であることによる判断において年度末に1度でよいのではないかとということで変更しております。

次に、5ページ目、委託業務の実施期間に関する事項で、25年度は「平成25年4月1日から平成26年3月31日」と1年度としていたのですが、24年度に行われた入札監理小委員会においても、受託者が業務に習熟し、より効果的に業務を行うことが可能になるため、

国庫債務負担行為を導入することが望ましいとの意見もございました。それと、26年度予算に関する財務省との調整を踏まえて、ここについては複数年を契約期間とすることも一部取り入れていきたいと考えまして、変更しております。

次に、7ページ目、これはパブコメの意見でもありましたが、個人情報をきちんとされたいということがありましたので、個人情報を漏洩した者については、1年を経過し、かつ第三者機関からの個人情報保護に関する認証を取得することを義務づけたいと考えまして、このような変更しております。

次に、9ページの「6 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項」のところに置いていた(1)確認方法については、その上の段の「5 入札に参加する者の募集に関する事項」に入れた方が適切かなということで、一つ上の方に移しております。

10ページ目、暴力団の照会に関する件ですが、これは明文化しておりませんでしたので、ここに新たに挿入いたしました。

13ページ目、委託業務の実施状況等の監理委員会への報告及び公表ですが、ただし書き以降を削除しております。これについては、本年度における入札については競争性及び透明性が確保されて、良好な結果となっておるということと、今後は、事業評価のための実施状況報告の中で総合的に分析して御報告させていただきたいと考えていること。今回のように実施要項(案)の審議においても、その都度、御報告したいと考えておりまして、この部分を削除しております。

以上が実施要項の主な変更点です。

入札状況について御説明いたします。資料A-4をごらんください。

局別受託者別契約件数とあると思いますが、見ていただくとわかるのですが、各防衛局において多数の業者と契約がなされている。また、1者で複数落札している者が多数見られる状況になっております。

次のページを見ていただきますと、局別契約件数ですが、この中で25年度は、南関東防衛局の契約件数については、半数を1ロット500世帯。その他の契約については、1ロット100世帯ということで、今年度、入札、契約を実施しておるのですが、結果として、1者で200世帯以上受託している者が全体の6割を占めておりまして、そのうち500世帯以上受託している者も3割強いる状況になっておりまして、1者でもかなり多くのボリュームを結果的には受けて実施しているのかなというのが見られます。

次のページ、南関東防衛局の実施状況ですが、契約の半数を500世帯ということでやっておりましたが、結果として、500世帯でやった場合、平均応札者数が100世帯の場合は5者であったところ、500世帯のロットについては5.8の応札者がいたということと、その平均の落札率も100世帯の場合、61.9%だったものが、500世帯では、59.8%ということで、かなりいい結果になっているのかなということで、更に500世帯をふやして、例えば1,000にするなどしても、更にいい結果が得られるのではないかと考えております。

以上が私の方からの御説明です。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）につきまして、御質問や御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

まず、資料A-2で例のパブリックコメントに対する御対応ということで説明をいただいて、今、かなり詳細にお話いただきましたけれども、全体では番号がたしかついておりましたけれども、33まで番号がありましたか。資料の13ページの最後に「33」とありますので、これを防衛省なりに、2ページ目から4ページ目まで、いろいろ類型化なさいますと、それで実施要項に反映する事柄と、今回は反映はしないのだけれども、今後必ず検討していきたいということ。反映できるところは反映なさっていること。反映というわけではないのだけれども、指導を通じていろいろな課題に対してお答えなさいたいということ。それ以外の特に御省としては、対応する必要がないのではないかとというような。

○岩瀬部員 御意見としてお聞きしておくということです。

○稲生主査 わかりました。

そういうことで、我々としましては、パブリックコメントに対して真摯に対応なさっているのではないかと考えておるのがまずあろうかと思えます。

A-2の最初のページにもありましたけれども、主だったところということになると思うのですが、意見公募に対する回答の概要ということで、特に個人情報の漏えいの話が、私も報道等で拝見したところでもあります。実際に情報の漏えいのことがあったわけですが、これはプライバシーマークを要求する形で、そういった業者に対して対応していく対応も適当かなと思えます。また、漏えいした場合に、他の会社の役員としてという形で、いわば脱法的というか、抜け道的に対応する場合の道も閉ざす形で実施要項に反映されている措置についても適当かなと考えてございます。

世帯数について、今、おっしゃったように、落札の件数等を見ますと、これを500戸、更に1,000戸とどんどんふやしていくこともあながち問題とならないことも今、データ上、出てきておりますので、その点につきましては、今後、ここにも書いてございますように、入札状況を踏まえて御検討いただくことかと思えます。

その他、反映する、しないということで、先ほど申し上げたとおり、いろいろ峻別なさって対応をされるということでもありますので、総括的には特に問題、課題はないのかなと思っておりました。

パブコメに対してですが、先生方、いかがでしょうか。もし質問や御意見があればと思えます。

この点については、よろしいですか。

それでは、続いて、要項の中身ですけれども、幾つか訂正があったところがあるかと思えますけれども、先生方、この点はいかがでしょう。何か疑問点であるとか、コメントはございますでしょうか。



確認ではございますが、要項（案）の5ページ目、3番に「委託業務の実施期間に関する事項」とありまして、単年度だけではなくて、先ほどお話がありましたけれども、一部、複数年度に相当してもいいのだというところにつきましては、複数年契約も導入するというところでございまして、確かに工事が長引くというのはあるかもしれませんが、年度をまたぐケースもあろうかと思いますので、複数年度契約、我々としましては、できるだけ長い契約期間というので、効率よくやっていただくのが重要かなと思っております。そうはいいながらも、単年度で工事が終わってしまうものについては無理して複数年にする必要はございませんので、そういう形で、適宜、単年度契約と複数年度契約を使い分けていただくというのが適切かなと考えてございます。

他に何か先生方、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願ひしたいと存じます。

本日は、どうもありがとうございました。

（防衛省退室・自動車検査独立行政法人入室）

○稲生主査 続きまして、自動車検査独立行政法人の「自動車検査用機械器具の保守管理業務」の実施要項（案）につきましては、審議を行います。

本日は、自動車検査独立行政法人企画部・西本部長に御出席いただきありがとうございますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

説明は、15分程度でよろしくお願いいたします。

○西本部長 自動車検査法人の西本でございます。よろしくお願いいたします。

資料B-2、B-3、B-4の3つについて御説明をいたしますが、御説明の都合上、B-3と4から先に御説明させていただきたいと思います。

B-3をごらんいただきますと、標題が「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務」となっております。

簡単に概略を申し上げますと、私どもは自動車の検査を本業としておる独法でございますが、自動車の検査といいますのは、検査官が見て確認をするものの他、機械を使って確認するものがございます。例えばブレーキですとか、ヘッドライトですとか、あるいは排ガス、そういったものの機械器具を保守管理する部分をまとめて市場化テストに供しようというものでございます。

既に御案内かと思いますが、関東検査部管内でこの市場化テストを始めてございまして、平成21年度から第1期を2年間。第2期を平成23年度からの5年間で既に実施してございます。したがって、今、第2期の途中、実施をしている最中でございますが、一方で、今、関東だけでございますが、それを更に他の地区にも拡大するようというタスクをいただいております。その後、競争性の確保という観点から、調整をしましたところ、今般この2地域、B-3は北陸信越検査部管内のもの、B-4は中部検査部管内のものでございますが、この2地域について拡大をして、競争性を確保した市場化テストができる見込みが立ったということで、今般、要項の御審議をいただくものでございます。

したがって、基本的にB-3、B-4は同じものでございますので、片方で御説明をしたいと思います。要項(案)は、基本的には、関東で今、実施をしています第2期のものをベースとして、実施している中で改善が必要な部分について、一部修正をした形となっております。

資料をごらんいただきますと、まず、1ページ、修正点が赤字で示されております。1ページのところは、資料B-3ですので、北陸信越ですが、趣旨ですと、北陸信越6事務所に拡大をするということ。対象のところは「関東」のところを「北陸信越」と直ただけでございます。

最初の部分が業務内容となっております。基本的には、検査機器の範囲を定めて、2ページのところですと、点検を実施せよという内容になってはいますが、ここで一部修正をしております。(2)は検査機器の定期点検をせよという部分でございますが、ここは(1)の①から⑧、⑪から⑬に掲げる検査機器を点検するということですが、「(大型車対応自動方式総合検査用機械器具に係るものを除く。)」と書いております。これは大型車用のマルチテスターがこれまでなかったのですが、今、試行的に1基入れて、これから各地域に入れようとしているものでございますが、まだ試行的なものでございまして、そういう意味で、最初の2年間は点検込みで試験的に導入しているということですから、今回この対象からは外しているということでございます。

その下の赤字のところでございますが、「また、(1)の⑭」とございます。この⑭とい

うのは、上をごらんいただきますと、可搬式であって、街頭検査の用に供する機器となっております。この部分は、関東の方でも機器は持っているのですが、実は、定期点検というよりは不定期に点検をしていたためにこれは入れていなかったのですが、こちらの地域では定期的に点検をするということで、今回、この対象に入れております。街頭検査用に持ち運べる小型の機器というものでございます。上の文章にそのまま込めてもよかったのですが、これは定期点検要領の中に出てきますけれども、「要領及び別表第2から第6」という部分が、実は、街頭検査用に書き分けられていないものですから、この部分の文章を変えなければならないため、取り出して、ここに新たに記入をしているものでございます。内容的には上と同じように定期点検を行う内容になってございます。

そのすぐ下に赤字で「新規購入した検査機器の定期点検については、設置後1年間は納入事業者により行われる」。これは通常、サービスというのか、納入業者によって行われておりますので、ここに除外をしております。これは関東の方でも、別表には小さな字で書かれていたのですが、ちょっとわかりづらいということで本文に書いたものでございます。

更に下に「なお」ということで「点検箇所の汚れは適宜清掃」ということがございます。これはあえて書かなくても実施されるだろうということで書いていなかったのですが、はっきりさせるということで追加をしております。

次のページをごらんいただきますと、その後、「検査機器の校正」「重量計の定期検査」の3つが大きな業務となっておりますが、そこは特段変えていないのですが、その下の業務の実施日時について、「原則として検査法人の就業時間内に行う」と書いてございます。これは関東の案では、閉庁日を除く、営業日内にということだったのですが、就業時間を超えて実施をされることもあって、これは私どもの内部の問題でございますが、当然ながら担当者は残らないといけません。そうしますと、超過勤務手当等がございまして、人件費がその分かかってしまうこともあって、人件費、超過勤務縮減という観点から、あえてここは入れさせていただいたというものでございます。

次に、3ポツでございます。ここからは「質の設定」という部分でございます。

この業務は、点検、校正でございますので、当然ながらできて当たり前の業務であって、したがって、質というのはその業務がいかに効率的に行われるかということで、この場合、検査コースの閉鎖時間をメルクマールとしてございます。当然ながら、機器を点検している間、そのコースが使えないものですから、そこは閉めて、他のコースで検査を実施するわけですが、検査コース数が減りますので、その閉鎖時間が増えますと、どうしても受検に来られた方のサービス低下になってしまいますので、それが増えないことを保証するために、あえてここに数字を載せてございます。数字は検査機器の定期点検、検査機器の校正、重量計の定期検査それぞれごとに置いておりまして、数字は変えておりますが、数字の設定方法は関東と同じでございます。すなわち、過去5年間の実績の平均値、これは半期ですから、その半分になりますけれども、その数字で置いております。関東と異なりますのは、当然ながら事務所の数、コース数が異なりますので、数字は関東よりは小さい数

字となつてございます。

以下、「委託費等」の部分は特段、次の5ページのところも、検査部の名称以外は特に直してございませんで、従前のおりの実施となつておりました、次に変更点がございませぬのは、10ページをごらんいただけますでしょうか。

10ページに「報告すべき事項」がございませぬ。報告はイとロと2つございませぬが、1つは、イは、各事務所で点検等を行った場合に、その結果を検査部の方、検査部というの、その地域をまとめている事務所でございませぬが、そちらに報告をいただくものでございませぬ。事務所へはその場で実施をしておりますので、当日結果は伝えられるのですが、検査部の方で整理の上での報告をいただく部分でございませぬが、ここについては、「実施完了後14日以内」としてございませぬ。ただし、その後ろにロというのがございませぬ。ロというの、四半期ごとに法人本部の方にいただくもの。これは支払いの関係上いただくものですが、これは7日以内としております。支払いの関係で少しシビアな数字を置いておりますが、この7日以内、四半期ごとの7日以内よりは、この前の定期点検等の報告は先にしてくれというのを一応、ただし書きとして入れてございませぬ。当然ながら、ロの報告は四半期のまとめでございませぬので、その報告が後に出るというの、おかしいということです。ただ、四半期終了間際にこの点検をすることは、事実上ございませぬ。大体、四半期の間際は、私どもの検査で混み合う時期になっておりますので、もう少し前になりますので、実質上、このただし書きが問題になることはないと考えております。

それ以降は、また名称の変更等のみでございませぬので、あとは関東で実施をした要項のまま実施をさせていただこうと思つてございませぬ。

変更点だけの御説明でしたけれども、よろしかったでしょうか。

B-4は、中部検査部管内ということですが、変更点は基本的に同じでございませぬので、割愛をさせていただきます。

もう一つ、資料がございませぬ、資料B-2でございませぬが、私どもが先ほど御説明した実施要項をパブリックコメントにかけてございませぬ。具体的には、本年の10月25日から11月8日までの15日間、既に御意見を募集しております。そうしましたところ、1件御意見を頂戴しております。

それがこちらの内容でございませぬ、具体的には、先ほど御説明した「報告すべき事項」のイのところ。これは点検等を実施したら、その何日か後にその報告を検査部に提出せよという部分ですが、もともとの案では、実は、7日以内としておりました。これは関東が7日以内ということでおったのですが、御意見としては、14日以内と直していただきたいという御意見でございませぬ。

理由を別途伺いましたところ、これは検査機器の校正を実施している方からの御意見ですけれども、関東の場合、体制がある程度豊富で、実際に実施をして、すぐに報告書を出すことが比較的容易ですが、中部あるいは北信の地域ですと、体制が少し小さいこともあって、幾つか、私ども以外の部分も掛け持ちをして回られて、戻ってから報告をされる。

交通機関の便も関東に比べると余りよろしくないということもあって、7日だとちょっときついという御意見でございました。

私どもで検討しまして、もともとの7日というのは、必ずしも、8日ではだめ、9日ではだめというものではなくて、なるべく早くという趣旨でありましたのと、伺った御意見の趣旨も妥当であろうということもあって、14日に直したというものでございます。したがって、先ほど御説明したところは既に14日となっているものでございます。これで不落になるのでは元も子もないものですから、ここは修正をさせていただいたものでございます。

パブリックコメントでいただいた意見はこの1件ということで、資料とさせていただきますております。

資料の御説明は以上でございます。雑駁で恐縮でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございます。

それでは、実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○古笛専門委員 今回、北陸信越と中部ということですが、この2つが今回採用されることになったのは何か他の地域と比べてやりやすいとかという理由があったからなのでしょうか。

○西本部長 この2地域を選びましたのは、実は、端的にいいますと、競争性が確保できそうだという見込みが立ったということでございます。私どもの業務は、他地域では細かく、正直言えば、事務所あるいは県ごと、業務ごとに細かく入札を実施しているのですが、1者でしかないところですが、市場化テストの地域拡大という宿題をいただきまして、いろいろな事業者と意見交換をさせていただいている中で、今年度、この2地域で、これまでとは違った方の応札があった。幾つかは落札をされたという事実がございまして、それであれば、この地域で市場化テストをしても、応札が複数になりそうだという見込みが立ったので、この地域に拡大するものでございます。

○古笛専門委員 今後は他の地域にもということですね。

○西本部長 そうですね。更にそういった事業者の方と意見交換をして、他の地域でも参入されそうということになると、更に拡大したいと思っております。

○古笛専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 確かに関東も最初、競争性の確保でえらい苦勞をなさいまして、担当はおかわりになったかもしれませんが、私も現場をお伺いして、いろいろ業務を理解しながら、勉強して、議論した記憶がございます。そういう意味で、今回参加されてきた新規の方は、どういう業種のところから新規参入があったのでしょうか。

○西本部長 基本的には、車両整備の機器を扱っておられる事業者です。中古品の機器を扱われたり、整備もされているのだと思いますが、そういった関連の事業者です。

○稲生主査 その業者は全国に展開されているのですか。あるいはたまたまこの2地域を営業基盤とされている方ですか。

○西本部長 拡大をしつつあるのではないかなど。必ずしも全国全てに営業されているのではないとは思いますが。

○稲生主査 ちなみに、関東の時はなかなか複数の業者が応札なさらなかったのも、我々の方からいろいろ、まさに整備の会社であるとか、たしか自動車メーカーとか、おたく様の方から営業をしてくださいというお願いもいろいろしまして、そういう意味では、継続的にいろいろな業者が参加されるように、手広く今、PRなさっているという理解でよろしいのでしょうか。

○西本部長 今回もこの2地域が見える前から、いろいろな事業者の御意見を伺いながら進めていったところ、2地域でそういった動きがあったということかと思えます。

○稲生主査 なるべく速やかに全国展開できるようにということで引き続きお願いをしてまいりたいと思っております。

確かに関東の要項(案)を活用なさって、例の定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で100時間6分とか、やや細かい設定になっておりまして、平均をとったのであれば、ある種の合理性があろうかなと思うのですけれども、これは単純に割り切って、平均をとってということでございますね。

○西本部長 そうですね。今回の2地域も2地域それぞれでの過去の実績、基数が違いますので、それぞれの場所での過去の実績から平均をとらせていただいたものでございます。

○稲生主査 大変細かいのですが、これは平均をとると、やはりぶれてきた時も流されてきてしまうのですけれども、大体この程度でそれほど誤差はないということよろしいのでしょうか。

○西本部長 作業自身はそれほど毎回変わるものではないので、大きなブレがあるというものではありませんが、当然ブレはありますので、平均をとって、それが上限ということで、若干厳しめにはなります。ただ、先ほども申し上げたように、いろいろな事業者との意見交換の中で、これがどうも厳しいのだという御意見は特段ありませんし、今も特に問題になっているということではないと感じております。

○稲生主査 私からは以上ですが、石村先生、何かございますでしょうか。

○石村専門委員 1点だけ、確認ですけれども、今、言った平均時間ですが、北陸と中部に時間にかなり差があるのは、台数とか、規模の差でどうしてもこれだけの時間の差が出ているということよろしいのでしょうか。

○西本部長 時間の差が出るのはおっしゃるとおりでございまして、事務所数が違う、その事務所ごとのコース数が違いますので、したがって、そのコースにある機器の数が違うのです。その機器ごとに、また機器の種類ごとにも点検の内容が違ってきますので、その割合によってもまた変わってくるということで、その違いからこの数字は違ってくるというものでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいのでしょうか。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「自動車検査用機械器具の保守管理業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特段ございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましても、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましても、私に御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、自動車検査独立行政法人におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（自動車検査独立行政法人退室・経済産業省入室）

○稲生主査 続きまして、経済産業省の「計量士国家試験事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、経済産業省産業技術環境局計量行政室・高野室長に御出席いただきありがとうございますので、実施要項（案）の内容等につきましても、御説明をお願いしたいと思います。

説明は、15分程度でよろしく願いいたします。

○高野室長 計量行政室の高野でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付されております「計量士国家試験事業」の入札実施要項について御説明を申し上げます。

この「計量士国家試験事業」につきましても、平成21年7月の公共サービス改革基本方針に基づきまして、既に平成23年4月から平成26年3月までの3年間、民間受託事業者によりまして事業を実施中でございます。また、本年6月の公共サービス改革基本方針についての改定閣議決定におきまして、引き続き26年度実施分から3年間、民間競争入札の対象として選定されたところでございまして、本日、実施要領について御審議をお願いするところでございます。

そういう意味で、本日ご審議頂く民間競争入札実施要項（案）につきましては、前回の入札実施要項をベースに、大きく3つの観点から修正をしております。

1つは、これまでの事業の中で行われました改善点を反映しまして、それを具体的に実施要項の中に記述することによって入札参加者に入札をしやすくするという点でございます。2つ目は、内閣府の事業評価等で御指摘をいただいた点を踏まえまして、その点を改善しております。もう一つ、3つ目でございますけれども、これは内閣府で定めていらっしゃる試験事業の入札実施要項の標準例に準拠する形で若干の修正をしております。

以上、3つの観点から修正をしているところでございます。

まず初めに、個別のところに入ります前に、計量士の国家試験の事業について簡単に御説明をさせていただきます。

計量法と申しますのは、メートルとかキログラムとか計量の単位を定めておりまして、また、その取引証明において使われます計量器について、例えばはかりとか、水道メーター、ガスメーターのようなものでございますけれども、公的に精度を確保する必要がある計量器につきまして、技術基準を定め、検定とか定期検査を義務づけております。また更には、消費生活物資が主ですけれども、販売に当たりまして一定の誤差の範囲で内容量を計量する義務づけ、工場から排出されます水とか騒音とか、そういったものについて濃度や振動を測定して、証明する事業を登録制にするなど、適正な計量を確保するためにさまざまな規定を置いております。その中で計量士は民間が自主的に適正計量を確保するために重要な役割を担っておりまして、その計量士について国家試験を実施して、国家資格としているところでございます。

計量士には、一般計量士と物質の濃度や騒音等を測定します環境計量士というのがありまして、一般計量士というのは、例えば企業の中ではかりなどの計量器の検査や製造プロセスにおける計量管理を行っております。環境計量士と申しますのは、主に工場排水などの濃度を測定するなどの計量証明事業所に属しております。

資料の1ページの下から4ページにかけまして、計量士試験の概要について記載をしておりますけれども、2ページ目、計量士試験は年1回、毎年3月にやっております、全国9か所で実施しています。ここ3年間の出願者の状況が表になっておりますが、この3年間、平均で9,500人の出願者がございます。

時間の関係もありますので、4ページ、②入札対象事業でございますけれども、資料が緑色になっているところは、標準例に基づきまして修正をさせていただいているところでございます。用語の定義につきましては、標準例に倣って修正をしております。

事業期間につきましては、平成26年4月から平成29年3月。

9か所でやっております。

事業内容ということで、この後いろいろ、民間受託事業者に行ってほしい事業の内容について、試験場の確保、試験案内等の作成、配付、試験の実施・監督等がございます。

試験案内の配付というところで、6ページ、青色で書いてございますところですけど



も、入札参加者が適正な経費の見積もりができるようにするために、業務の内容等の適切な記載が必要との事業評価を踏まえまして、実際に個々の入札参加者が業務量を想定しやすいように、過去の実績を書いているわけでございますけれども、直近の25年度の実績についても記載しております。

また、入札者が適切に費用を見積もれるように、過去から見ていただきますと、印刷物が減少してきているわけですが、その減少している理由につきましても※で記載しております。

その下の⑨のところ、赤い文字で「併せて」となっておりますが、印刷物が減った理由でもあるわけですが、インターネット上のダウンロードによって受験案内等入手できるようにすることによって印刷部数を大幅に削減することが可能となりました。その結果を踏まえて、入札実施要領でも、インターネットからのダウンロードによる配付という形ができることにしております。

7ページでは、出願データの作成、試験室の割り当て等が記載されてございます。

8ページに参りまして、受験票の作成、受験願書の引き渡し、実際の試験日の会場責任者の確保、割りつけ業務がございまして。

8ページの下から9ページにかけて、追加修正しておりますが、これも標準例に倣いまして、そこで確保する人材についての選定基準を示しているところでございまして。

10ページに参りまして、「OMR文字読み取り機」を採用したというところで、10ページ、11ページの中ほどにもございまして、これにつきましては、前回の入札実施要項では、回答データの作成に当たってOCRという文字読み取り装置、全体を読み取る装置を使用するという実施要項になっていたのですが、現在やっています事業者からの提案によりまして、OMRによる文字読み取り装置に変えております。OMRの方が読み取りの正確性が高く、確実であって、業務が効率化できるところが理由になっております。

11ページの下の方に「合格証書を印刷すること」というものも修正しております。前回の入札実施要項では、合格証書作成については、台紙の印刷のみを民間事業者へ委託いたしまして、合格者の氏名の印刷は当室の方で行っていたわけですが、合格者のデータ等は民間事業者が持っておりますので、合格者の氏名の印刷につきましても効率化のため委託をする形になっております。

その後、合格証書の発送、受験者からの対応等々の業務があるところでございまして。

12ページ一番下、「へ 業務の引継」というところでございまして、これにつきましては、民間事業者へのノウハウの伝達のあり方について検討すべしとの事業評価等での御指摘を踏まえまして、民間事業者に対して業務をちゃんと引き継ぐことを明確にしているところでございまして、これによりまして、新たな事業者の参入が容易になるということかと思っております。

中ほどの情報セキュリティのところ、情報セキュリティの関係で、セキュリティを確保する体制の整備は重要なわけですが、他方で、事業評価にお

きまして、コスト低減の観点から、必ずしも自社で有するサーバー以外にも、クラウド等の共有サーバーや他社のサーバーを用いることを妨げるものではないという旨を記載し、入札機会拡大の増大に努めるべきではないかとの御指摘を受けました。それを受けまして、入札実施要項にもその旨を明記するという事で、セキュリティの面での安全性を担保できる前提のもとでということではございますけれども、外部のサーバーも利用可能だとしてございます。

その後、入札実施に当たって、13ページの下(2)から実際に今までの業務について必要とされるサービスの質について記載がなされております。

これについては、14ページ、15ページは特に変更ございません。

16ページの⑩創意工夫の発揮可能性というところで、受託した民間事業者の創意工夫が更に発揮できるように、この仕様書を踏まえながらも、柔軟性を高める工夫が必要であるという事業評価等の御指摘を踏まえまして、本事業の実施に当たって民間事業者が創意工夫を積極的に発揮できるような記述としております。

17ページ、(3)契約の形態及び支払いにつきましては、特段変更はございません。

19ページの実施期間に関する事項は、26年度から28年度ということになっております。

21ページは、入札の参加募集に関する事項でございますけれども、実際の入札におきましては、入札説明会の後、質問を受けることになるわけですが、入札参加者への十分な説明を行うことが必要であるという事業評価等の御指摘を踏まえまして、入札公告以降、入札実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当室に対して行われました質問内容とそれに対する回答につきましては、原則として入札説明書の交付を受けた全ての民間事業者に対して公開することとし、十分な説明の機会を確保することとしたいと考えております。

続きまして、23ページ、入札の落札者を決定する評価の基準についてでございますが、公共サービスの質の向上及び競争性の改善を図るため、加点項目について相対評価から絶対評価に変更したということでございます。

24ページの表にあります。審査基準ということで、絶対評価の基準を明示してございます。

変更点は以上でございます。

26ページ、「7.入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」ということで、別紙2におきまして、過去3年間の費用、どのような人員が必要だったのか、実施に要した設備、施設の状況、目的達成の程度、最後のページになりますけれども、年間の業務スケジュールを明確にするための従来の実施の年間スケジュールを明らかにしておきまして、これによりまして、入札参加者の入札に当たって参考にしていただける情報提供をしております。

駆け足でございましたけれども、変更点を中心とした御説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○古笛専門委員 出願数ですけれども、この記載によると、22、23、24と最近減少傾向にあるようですが、これはたまたまこの3年間で減少しているからということなのか、長期的に見てそういう傾向にあるのかということと、そういった傾向にあることを今回の変更に合わせて何か斟酌はされたのでしょうか。

○高野室長 大きな流れで見ますと、ここ数年間減少傾向にあるのはデータにあるとおりの事実ですけれども、数年前、環境計量の分野が非常に伸びた時期がございまして、人数が増えた時がございまして、そこから今、徐々に若干減って、長い目で見ると昔と同じようになってきたかなというのが数字的な状況でございます。

この減少傾向を考慮したのかという御質問につきましては、現にこういう事実があることを、実施要項の中で事業者にお示しすることが入札に参加される方々の参考になると思ひまして、この点及び先ほどの別紙2においていろいろな情報を提供していることでございます。

○古笛専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 この他いかがでしょうか。

石村先生、どうでしょうか。

○石村専門委員 実施要項の13ページ目ですけれども、青字の部分で「また各種個人情報等のデータを管理するためのサーバー等を設ける際には、セキュリティ面での安全性を担保できるという前提で」ということですが、非常に画期的な記載なので、非常に驚いているのですが、前向きに検討していただいて非常にありがたいなど。事業者の方はかなり喜ばれるのではと思うのです。

ただ、安全性をどう担保しているか確認する基準を具体的に示しておかないと、実は、困ったことが起きまして、例えば具体的に申し上げると、上場企業で内部統制監査という制度が7年前に始まったのですけれども、その時に、当然、業務処理をシステムに依存している会社がほとんどということで、システムを監査対象にしたのです。監査対象にしたのはいいのですが、ベンダー、特に大手のベンダーですけれども、対応が非常に消極的で、監査をする側にして大変困ったのです。例えばあるベンダーは、実際、どういう形で管理しているのか出してもらいたいという形で出していただくと、例えばシステム監査基準に準拠して、こういう形でやっていますと報告書などを出していただけたのですが、大手の方は、そんなことを言うてくることはおたくの会社だけだという形で拒否されました。あと、他の会社、2社目、3社目も同様に、そんなことを言うているのはおたくの会社だけだよという話をされまして、3社目になって、さすがに大丈夫ですと。少なくとも他に2社同じことを言われたことがあるので、私が知っている限りでも、少なくとも3社は申し入れをして、3社とも、おたくだけだと言っているのです、間違いなく複数社、他の会社同時に、他の担当の人間に聞いてみても同様の回答をしていた。具体的に更に交渉を重ねま

して、こういう形のを、どういうものを出せばいいのだと。例えば個人名でだったら出せるとか。でも、担当者名で出してもらってもそれは意味がないので、やはり会社名で出してもらいたいと。そういう形でどんどん詳細に詰めていかないとなかなか回答を得られないことがあったのです。

私が心配するのは、セキュリティ面でどういうものを用意すればいいかを具体的にできれば示してあげてもらえないか。その辺のことは、IPAや何かに御相談していただければ、恐らくノウハウなどは蓄積されていますので、こういうものを最低限やっていますということを、また、そういう形のを用意して言わないと、大手の特にベンダーなのですけれども、なかなか回答をくれないのです。更に、まだ日本のベンダーであれば、どこにサーバーを設置しているのか場所はわかるのです。というのは、有価証券報告書などを見ればデータセンターの場所などは書いてあるので、どこにあるかというのはわかるのです。ところが物すごい格安で利用できる電子通販で有名な本などの販売をしている会社などはどこに設置してあるか公表していないのです。そうすると、どこにどういう形で保存されているか、どういう管理体制かが全くわからないわけです。そういう形で、わからない状態で、いや、大丈夫ですからと言われても、本当に大丈夫なのかなという話になってくると思うので、具体的にどういうものを用意すればいいのかを示してあげないと、事業者としても困るのではないかと。

事業者とすれば、こういう形で示されると、安ければこの会社は大丈夫と言われているので、大丈夫だと思いますという形で、本当にちょっと考えられない値段のところを選んでしまうおそれがあるので、それはちょっと違うのではないかとこの話になる。その具体的な基準を示す方向で検討していただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高野室長 我々としても、安かろう悪かろうでは困りますので、どうやってセキュリティの安全が担保されているかはしっかり見ていきたいと思っておりますので、そういう意味で、我々もどういったチェックをすれば安全性が担保できるかはいろいろ検討していきたいと思っております。

○石村専門委員 できれば、IPAで聞いて、こういうものとかという形で、具体的なものを示していただけると、恐らく事業者としてはありがたいと思うので、その辺のことをよろしくお願ひしたいと思います。

○高野室長 検討させていただきます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 なかなか難しい問題で、せつかく計量行政室の方で外部のサーバーの利用も認める形で要項（案）を出していただいておりますので、やや心苦しいところもありますが、要はセキュリティ面での安全性を担保するのを「前提で」とさらっと書いてしまっておられるので、ですから、今、石村専門委員から御指摘のあったIPAに確認していただくとか、あるいは要項（案）の書き方で「セキュリティ面での安全性を担保できる前提」と53

ページの中ほどにあるわけですが、例えばこの文言を一旦削除して、青い字の最後「妨げない」のところで、後に「なお、セキュリティ面での安全性の担保について具体的な提案をすること」とか、つまり、きちんとその点について事業者の方にも考えて、体制とか、そういうものを組んでいただくある種の責任を事業者にも持ってもらうという、そういうことを明確にする形で、かつ計量行政室もよろしければIPAに御相談いただいて、具体的に何を書けばいいのか、これとこれとこれは最低限、安全性担保のための仕組みとして提案してください。このような形で、相互のキャッチボールができる形にしておくことと安全性の面が確保しやすいのではないかと思いますので、事務局とも相談いただいて、御検討いただければと思っています。あえてこういうチャレンジングな書き方をさせていただいていますので、これは正直言って、本当に事業者からすれば、喜んでいただけるのではないかと思います。御検討いただければと思っています。

その他いかがですか。よろしいですか。

もう一点ございまして、業務の引き継ぎについて、民間事業者にきちんと、現事業者というのでしょうか、新しい業者への引き継ぎをしていただくことで、13ページの上の方の青字に書き込んでいただいています。これも適切ではないかと考えております。

ただ、ちょっと気になるのがありまして、逆にこれもチャレンジングに書いていただいているところがあって、13ページの3行目から読んでみますと、「計量行政室は、現に業務を実施している民間事業者から引継を受け」とありまして、括弧の中に「創意工夫に係る事項を含む」とあります。これはいわゆるノウハウ的なところがありまして、今回の場合ですと、余り高度なノウハウというものが、試験のある意味では、ロジの部分でありますので、恐らくないだろうとは思いつつも、創意工夫、いわゆるノウハウの部分も洗いざらい全部出してくれとなると、現在、仕事をされているところは、それはないだろうと、恐らくそのような感覚になる可能性もあるのです。

ですから、むしろ創意工夫にかかるところは除いて、一般的なこういう流れでやるのだとか、そういうところについての引き継ぎにとどめてもよろしいのではないかと。要は業務の内容を適切に把握いただいて、滞りなく次の新しい事業者を引き継ぐところが恐らく主眼だと思っていますので、そういう意味では、括弧のところは削除された方がいいのではないかなと思っていますので、これも御調整いただければと思います。

普通こういう場合は、いわゆるノウハウの核になる部分は普通除くのがこの手の引き継ぎのところではないかと思っていますので、落とすところを探していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

この他何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「計量士国家試験事業」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 それでは、先ほど先生方より御指摘を受けましたところを経済産業省と検討さ

せていただきまして、その結果につきまして、後日、改めて御報告させていただくということによろしいでしょうか。

○稲生主査 お願いいたします。

それでは、その御報告についてはメール上で行えますか。

○事務局 はい。

○稲生主査 先生方もそれでよろしいですか。

本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成等につきましては、私に御一任いただきたくと存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、経済産業省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（経済産業省退室・独立行政法人日本スポーツ振興センター入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設の管理・運營業務」に係る契約変更について、審議を行います。

本日は、独立行政法人日本スポーツ振興センター経営戦略部経営戦略課・河村課長に御出席いただいておりますので、契約変更の内容等について御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、5分程度でよろしくお願いいたします。

○河村課長 どうもありがとうございます。

日本スポーツ振興センターの河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、お手元の資料4に沿いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

私ども日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務の契約変更でございます。

経緯を若干御紹介いたしますと、公共サービス改革基本方針に基づきまして、民間競争入札の実施におきましては、平成21年度から実施しております。現在におきましては、平成24年4月1日からの第2期の契約の期間中でございます。

今回の契約変更の内容につきましては実施要項に定めてございますけれども、第2のところに書いてございますが、平成23年11月の実施要項の際に、あらかじめ国立霞ヶ丘競技場におきましては、その契約期間内において大規模な契約の変更が見込まれるという記載をしております。

その内容におきましては、黒枠の中に書いてございますけれども、施設の改修工事を予定しておりましたので、それに伴いましての大規模な改修工事に伴います契約の変更がありますという記載をしております。

3のところで、今回の契約に該当します施設を少し御紹介いたします。

国立霞ヶ丘競技場でございますが、第3回アジア大会の時につくられておりました、さきの東京オリンピックの時のための施設となっております。場所といたしましては、旧明治神宮外苑の競技場の跡地を使用しております。

今回対象となる施設といたしましては、9施設。

内容は次のページにお運びをいただきまして、国立霞ヶ丘競技場あるいは秩父宮ラグビー場、この囲みのところがございます施設が該当となっております。

業務内容といたしましては、運營業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務あるいは環境衛生等々、その他の業務となっております。

契約変更の理由といたしましては、従来から使用しておりますために、施設の老朽化並びに国際大会の開催におけます基準に若干満たさない部分がありましたので、それを課題といたしまして、平成21年にラグビーワールドカップの開催が決定した際に改修の検討がなされておりました。また、今回、さきの9月におけます2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を受けまして、メインスタジアムとして使用されることから、改修につきまして実際に計画を進めているところでございます。

改修におけます施設の取り壊しでございますけれども、平成31年3月完成を目指す関係でございますので、現在の契約期間内の取り壊しとなる予定となっております。施設におきましては、順次、営業を終了する関係がございますので、それに伴いまして、予定としては、3回ほど契約変更を行いながら、準備に向けていきたいと思っております。

3ページ、施設の一部終了に伴いましての契約の変更の考え方をあらわしております。

色分けをしておりますので、終了時期、契約の変更時期をあらわしております。青いところが平成25年11月中の契約変更。赤っぽいところが平成26年3月中。グリーンのところは平成26年12月中でございます。一部、ラグビー場並びに東テニスコートの年間利用の部分の7面については継続的に実施をする予定でございます。

あわせて一番下の行でございますけれども、本部庁舎も取り壊しをいたしますので、それに伴います仮本部事務所等を新設いたします。そこにつきましてはの管理・運營業務等につきましては、取り扱いを現在、検討中でございます。

変更する業務内容といたしましては、(2)であらわしてございますが、改築に伴います施設に関する全ての業務範囲の内容についてでございますが、実施の内容並びに回数等の

見直し等を今後、行ってまいります。また、それに伴います契約金額の見直しにつきましては、業務の終了時期ないしは業務の内容変更に伴いまして、変更等を御相談していくという形になっております。

説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、契約変更について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

これは関係する事業者との打ち合わせというか、下打ち合わせというのでしょうか、これは既にもちろん開始されていると思うのですが、反応についてはいかがでしょうか。特に支障なくこの変更契約がうまくいきそうかという質問ですが、いかがでしょうか。

○河村課長 先ほど御案内しました、もとの今回の第2期を募集する際にも概ね明記しておりますので、また、現在も取り組んでいる中でございますので、あるいは東京オリンピックの開催という社会的な問題も含めてでございます。十分御理解いただきながら進めているのが現状でございます。

○稲生主査 特段トラブルはなさそうだとということで考えてよろしいわけですね。

○河村課長 はい。

○稲生主査 わかりました。

その他先生方、何か質問、確認しておくべき事柄はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設の管理・運營業務」に係る契約変更の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、本契約変更について、日本スポーツ振興センターと更に協議を行っていただき、その結果を当小委員会まで御報告いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等につきましては、私に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきますと思います。

本日は、どうもありがとうございました。